

令和7年9月29日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和7年9月29日(月) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子		

1、欠席議員

14番 尾崎 忠義

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（金井 浩三）

ここで、ご報告しておきます。

尾崎 忠義 議員から欠席届が、出ておりますことをご報告申し上げます。

それでは一同、ご起立を願いします。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、11番 隅岡 美子 君、12番 村井 勉 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願ひします。

まず、9月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、兼若 幸一 君。

総務教育常任委員会委員長（兼若 幸一）

総務教育常任委員会結果報告について、令和7年9月12日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第2号、多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

議案第4号、多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正について

議案第5号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正について

議案第6号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第2号）

議案第7号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）

議案第8号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）

議案第9号、令和7年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

議案第10号、令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）

議案第11号、令和7年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第13号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について

議案第14号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について

議案第15号、令和6年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について

議案第16号、令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について

議案第17号、令和6年度多度津町公共下水道事業会計決算認定について
審議結果。

議案第1号、第2号及び議案第4号から第11号まで並びに議案第13号から第17号までについて委員、傍聴議員より

一つ、歳入の地方交付税を8,753万8千円増額補正しているが、この歳出を伴わない余力の財源については、緊急を要するものに使用するのか、あるいは基金に積むのか教えてもらいたい。

一つ、産業振興事業費で県への補助金精算返還金を423万4千円増額補正するのは、イチゴ栽培農家の撤退によるということだが、今後は残ったビニールハウスなどをはじめ、どういう形で進んでいくのか教えてもらいたい。

一つ、「かがわ園芸産地生産力強化対策事業」を活用した事業者の撤退により、次に事業を継承した新しい人がハウスを使ってイチゴ栽培をする場合の補助金はどうなるのか。

一つ、総務費で弁護士委託料を167万8千円増額補正しているが、個人的に提訴したことで発生した弁護士の費用なので、今後2年～3年のうちに直接若しくは間接的に経済合理性に見合う形での金額で弁済を考えている。

一つ、衛生費の負担金補助及び交付金で、予防接種健康被害救済給付金を4,453万5千円増額補正するのは、国から100%の歳入があるということだが、内容を説明してもらいたい。葬祭費もこの中に含まれるのか。

一つ、農業振興事業費で生産力向上農業機械等整備事業費補助金を740万6千円減額補正しているが、経緯を教えてもらいたい。

一つ、県の生産力向上農業機械等整備事業費補助金は余裕があると聞いているので、老朽化した農業用機械には活用すべきだと思うが、追加請求はなかったのか。

一つ、小学校建設費で881万4千円を増額補正しているが、改修の内容を教えてもらいたい。

一つ、下水道事業の決算で当期純利益が320万9,810円となったのは、国の限度基準まで一般会計から繰入れをした結果であり、来期から欠損金が出ても不思議でない数値なので、下水道使用料の値上げを検討する時期に来ていると思う

が、考えを聞きたい。

一つ、下水道事業の数値を分析したところ、資本の割合が全国平均よりも非常に低く、利益が出ているのは、財政状況が厳しい中でも一般会計から限度一杯の繰入れをしているからなので、利益が出ていても下水道使用料の値上げも考えるべきでないのか。

一つ、下水道収入が繰入金でカバーされているという指摘もあるが、単純に収支を改善するために料金改定を考えるというのは住民感情が入っていない気がするので、他市町の下水道料金を十分検討するなど議論した上で議会に提案してもらいたい。

一つ、下水道事業の工事は金額が大きくてもほとんどが随意契約になっているが、契約方法をもう少し検討した方がいいのではないか。また、工事金額が妥当なのか研究するべきではないのか。

一つ、下水道工事の工法によっては金額が跳ね上がることもあるので、工事費を軽減するために途中で設計方針を改良することも検討するべきではないのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より

一つ、当初予算での普通交付税の見込額は20億2,568万3千円であるが、災害等が発生した場合に遅滞なく取り組む財源として重要であり、今後は旧庁舎の跡地利用などの大型事業もあるので、適切な予算配分を行いつつ、剩余金は積極的に各種基金に積み立てたいと考えている。

一つ、県の補助を活用したイチゴ栽培農家が、減価償却期間前に事業を撤退することで返還金が生じたため、事業者から町に返してもらう金額を県に返還することにしている。イチゴ農家の後継者は、現時点で県の普及センターやJAを通じて探している。

一つ、ビニールハウスなどで「かがわ園芸産地生産力強化対策事業」と同じ補助金は使えないが、新規就農で新たに事業を始める農家には新規就農者の各種補助の活用により若い人に来てもらいたい。

一つ、健康被害救済給付金はコロナワクチンの予防接種を受けた町民の1人が亡くなつたため、国での審査の結果、健康被害が認められたことによる弁済金であり、葬祭費も含まれている。

一つ、生産力向上農業機械等整備事業は生産機械を補助する県独自の事業で30%の補助金に加えて町が10%上乗せする予定であったが、3件とも審査で不採択になつたため、執行見込みがないので減額補正している。

一つ、生産力向上農業機械等整備事業への追加請求については、県に確認をとって考えたい。

一つ、小学校建設費の増額は地方創生交付金を活用して、白方小学校の体育館の照明をLED化する設計委託料94万9千円と工事費643万5千円及び白方小学校の

旧校舎の爆裂した軒の工事費である。

一つ、下水道使用料では回収すべき費用をどの程度、使用料で賄えるかを示す経費回収率と単年度収支が黒字であるかを示す経常収支比率の指標が100%以上というものが判断材料であり、決算に基づき算出すると2つの指標は上回っているので、現状では汚水処理費用は使用料収入で賄えていると考えている。今後は人口減少に伴う有収水量の減少や管渠施設等の更新と維持管理負担金の増額が予測されるので、決算状況を見ながら、適正な使用料を考えたい。

一つ、今後は、早目に財政部局とも協議しながら、使用料の値上げについて検討を進めていきたい。

一つ、ポンプ機器などの特定の業者しか修繕が出来ない場合は1社で随意契約をしているが、基本的には130万円未満の工事は3社による比較見積りで安価な業者を選定しており、130万円以上は指名競争入札を実施している。

一つ、下水道の工事では特定の業者しか修繕出来ない場合もあるが、今後、新しく設置する機器等については、どの業者でも修繕が出来るような発注の仕方を検討したい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号、第2号及び議案第4号から第11号までの10議案については、委員会として原案を可決し、議案第13号から第17号までの5議案については、委員会として原案を認定した。

また、その他として、執行部より他7件の報告があった。

以上で報告を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

続きまして、9月12日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、門 秀俊 君。

建設産業民生常任委員会委員長（門 秀俊）

建設産業民生常任委員会結果報告について、令和7年9月12日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第3号、多度津町火入れに関する条例の一部改正について
審議結果。

議案第3号については、委員会として原案を可決した。

以上で報告を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

続きまして、9月12日及び9月17日に開催されました予算決算審査特別委員会の結果について、委員長の報告を求めます。予算決算審査特別委員会委員長、藪内 真由美 君。

予算決算審査特別委員会委員長（藪内 真由美）

予算決算審査特別委員会の結果報告について、令和7年9月12日に開催した予算決算審査特別委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第12号、令和6年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について
審議結果。

議案第12号について委員、傍聴議員より

一つ、町民税、固定資産税及び軽自動車税については、不納欠損が増加していると思うが、どういう状況なのか教えてもらいたい。

一つ、軽自動車税の不納欠損が74万2,400円となっているが、高齢者が軽自動車を置いて、そのまま施設に入って督促状が来ても放置して納付していない実態はないのか。

一つ、企画費の地域おこし協力隊事業費で委託料43万2千円を支出しているが、支払い先の名前と地域おこし協力隊の隊員が所属している団体を正確に教えてもらいたい。

一つ、地域おこし協力隊の支援団体を募集する公募が昨年6月から8月にあり、法人若しくは任意団体が対象で、その際に任意団体ファイブアップ多度津が3社の中から選定されたが、今の合同会社ファイブアップ多度津は10月23日に設立されているので、時系列で見ると公募に参加していないのに、それでも選ばれている理由を教えてもらいたい。

一つ、合同会社ファイブアップ多度津と任意団体ファイブアップ多度津は、法的に全く別物であり、合同会社は10月に設立されているので公募に参加しておらず、法的な権利義務の継承は会社と会社では可能だが、任意団体は一般財団法人か一般社団法人にしかなれず、合同会社にはなれないので、合併や営業譲渡は出来ないことを確認しているのか。

一つ、合同会社ファイブアップ多度津の設立は10月であり、公募に参加していないので、地域おこし協力隊員を受け入れることも出来ないし、町から委託料をもらう権利義務を持っていないため、43万2千円の支出は不当という主張なので、任意団体が合同会社になれるのかということや任意団体だった時の権利義務を引き継ぐ登記がされているのかを弁護士に確認してもらいたい。

一つ、社会教育総務費で緊急保全対策事業費補助金300万円を支出しているが、支出

先と支出理由を教えてもらいたい。

一つ、児童福祉費の委託料の予算が8,201万8千円に対して不用額が726万4,340円となっているが、理由を教えてもらいたい。

一つ、農業振興費の委託料の予算が675万円に対して不用額が155万6,600円となっているが、理由を教えてもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より

一つ、不納欠損額は町民税が約278万円、固定資産税が約330万円、軽自動車税が約74万円であるが、年度によって多寡があり、町民税は滞納者から徴収出来なかつた場合、時効の5年経過後に不納欠損で処理している。財産がない場合は執行停止して3年経過後に不納欠損をしており、外国人の出国や日本人の県外転出には、催告書等を送付して時効前に誓約書を取ったり、分納の相談をして時効の延長をしている。

一つ、軽自動車税については車検があるので2年以上の滞納になることは少ないが、廃車の手続きをせずに滞納になる例もある。高齢者の場合は車検などの手続きが出来ていないこともあるが、納付書等が返送された事例はないで、家族などが支払っていると考えている。

一つ、地域おこし協力隊事業費の委託料の支払い先は合同会社ファイブアップ多度津で、地域おこし協力隊員が所属しているのも同じ合同会社ファイブアップ多度津である。

一つ、公募は令和6年5月21日から8月1日で募集して審査を19日に行い、26日に認定している。委託する団体または法人の要件は、町内に主たる事業所の所在地または活動拠点を有する団体または法人であることという規定なので、問題がないと考えている。

一つ、地域おこし協力隊活動支援業務は先ほどのスケジュールで認定を行っているが、その後に合同会社に変わって事業が引き継がれているかどうかまでは確認が出来ていないので、確認させてもらいたい。

一つ、今のところ、必要な資料を持ち合わせていないので、専門的なところまで掘り下げて弁護士に確認を取らせてもらいたい。

一つ、緊急保全対策事業費は一般文化財となり得る建物の所有者に対して修繕や修景をする場合に補助金を交付しているもので、3件の申請があり1件当たり100万円を補助している。対象は2件の個人と1件の法人で、小國家住宅と合田家住宅及び尾道屋になる。

一つ、児童福祉費の委託料の不用額は、昨年まで放課後児童クラブを委託していた社会福祉協議会からの返還金である。

一つ、農業振興費の委託料では農振地区の計画変更を予定していたが、見直しの内容の一部で確認が必要になったことにより、改めて次年度に実施することに

なったため減額している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第12号については採決の結果、委員会として原案を継続審査することとした。

また、その他として執行部より他1件の報告があった。

続きまして、予算決算審査特別委員会継続審査の報告を致します。

継続審査となり、令和7年9月17日に開催した予算決算審査特別委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第12号、令和6年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について
審議結果。

議案第12号について委員、傍聴議員より

一つ、先日の委員会で社会教育総務費の緊急保全対策事業費補助金の支出先は小國家住宅と合田家住宅及び尾道屋ということだが、文化財の一覧には名前がなかったので、いつ認定されたのか教えてもらいたい。

一つ、緊急保全対策事業は多度津町一般文化財（建造物）に係る緊急保全対策事業費補助金交付要綱に基づいて特に重要であると教育委員会が認める建造物となっているが、当該地区の古い建物の勝手口が開かなくなってしまった場合でも申請して教育委員会が文化財的価値があると認めると補助の対象になるのか。

一つ、文化財的価値があると思っている古い建物を所有している町民が修繕をしたい時に町に相談すれば、補助を検討してもらえるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より

一つ、緊急保全対策事業補助金の対象は町指定文化財ではなく、文化財的価値を有する建物に補助をする事業であり、ここでいう合田家住宅は島屋ではなく、個人所有の「方圓堂」という建物である。

一つ、多度津町一般文化財（建造物）に係る緊急保全対策事業費補助金交付要綱に基づき審査して教育委員会が認める建造物ということで補助しているが、目的は倒壊や壊れる恐れがある場合に補助する事業なので、動かなくなった戸を修繕するのは補助の対象にはならない。

一つ、町には文化財の専門職員がいるので、本町だけではなく多度津町内全域で確認と調査をして、歴史的価値や文化的価値があると判断すれば修理する部分に対して補助しようと考えている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第12号については採決の結果、委員会として原案を認定した。以上で委員長報告を終了します。

議長（金井 浩三）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時に、お願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

日程第3. 議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（金井 浩三）

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、多度津町火入れに関する条例の一部改正を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第2号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、令和7年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、令和7年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、令和6年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (金井 浩三)

大平 恒大 君。

議員 (大平 恒大)

3番、大平でございます。

私は、本案については反対したいので、採決をお願い致します。

議長 (金井 浩三)

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (金井 浩三)

異議がありましたので、これより議案第12号についての採決を致します。

議案第12号を可決認定することに、賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長 (金井 浩三)

起立多数と認めます。着席して下さい。

よって、議案第12号を可決認定することに決定致しました。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第15. 議案第13号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、認定することに決定致しました。

日程第16. 議案第14号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入

歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、認定することに決定致しました。

日程第17. 議案第15号、令和6年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第15号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、認定することに決定致しました。

日程第18. 議案第16号、令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決

算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第16号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、認定することに決定致しました。

日程第19. 議案第17号、令和6年度多度津町公共下水道事業会計決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第17号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、認定することに決定致しました。

日程第20. 議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを議題と致します。

案文は、タブレットに掲載しているとおりであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議員提出議案第1号についてを採決致します。

議員提出議案第1号は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第21. 議員提出議案第2号、議員派遣の件についてを議題と致します。

案文は、タブレットに掲載しているとおりであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議員提出議案第2号についてを採決致します。

議員提出議案第2号は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第22. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は全て終了致しました。

これにて、令和7年第3回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

一同、ご起立をお願い致します。礼。

ご着席下さい。

閉会 午前9時46分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和7年9月29日
第3回多度津町議会定例会

議長

議員

議員

事務局長

書記